

**お知らせ**  
平成 25 年度

**情報公開制度  
個人情報保護制度** 運用状況について

● 問合せ 情報広報課市民サービス係 (☎2133)

**情報公開制度**

■ 情報公開請求の処理状況

請求件数		25 件
処理状況	公開	10 件
	一部公開	6 件
	非公開 (うち、資料など不存在)	6 件 (3 件)
	取下げ	3 件
不服申立て		0 件

■ 実施機関別請求状況

実施機関	情報公開 請求件数	軽易な情報 公開件数
市長	総務部	3 件 / 325 件
	政策経営部	2 件 / 9 件
	市民部	2 件 / 0 件
	産業部	4 件 / 0 件
	建設部	4 件 / 321 件
教育委員会	2 件	0 件
選挙管理委員会	1 件	0 件
水道事業管理者	2 件	346 件
消防長	1 件	0 件
議会事務局	1 件	1 件
計	22 件	1,002 件

▶ 情報公開請求の内訳 【25 件】

- 平成 25 年度市上水道産業廃棄物処理業務委託、市工業用水道産業廃棄物処理業務委託の入札の参加者と入札の価格
  - 平成 24 年度総合流域防災事業煤屋川（新田橋）改修工事の金入りの切抜き設計書
  - 平成 24 年度社会資本整備総合交付金事業都市計画道路陣内白野線（白野 2 号線）橋梁下部工事の金入りの切抜き設計書
  - 平成 4 年の地籍調査時の境界確認と調査成果の確認を行った者を特定する書面
  - 火災の出火原因
  - 中学校の生徒指導要録
  - 市民活動中の事故、市道・農道に係る事故を補償する損害保険契約の加入内容がわかる資料、平成 20～24 年度の保険金支払い状況がわかる資料
  - 用地の一部取得に係る土地売買契約締結時の図面
  - 社会福祉法人の現況報告書（貸借対照表、事業活動収支計算書）
  - 地番図の加除修正業務委託契約の成果品としての地番図データ
  - 官民境界確認に関する資料
  - 平成 25 年度区長名簿
  - 平成 25 年度分の保険証券などの写し（市が所有または管理する施設などに付保している損害保険、市が所有または管理する施設などにおいて、管理を業務委託または指定管理している場合、業務委託・指定管理業者が加入している損害保険、市が所有する公用車の自動車保険、上下水道に関わる賠償責任保険・機械保険など、コミュニティ活動にかかわる傷害保険・賠償責任保険、市が所有または管理する航空機・船舶などに付保している航空保険・船舶保険、市が所有する医療機関に付保している賠償責任保険など、教育委員会・選挙管理委員会・市議会に関係する損害保険）
- ※請求には、同じ内容での請求があったため、請求件数と異なっています。

▶ 開示請求の内訳 【5 件】

- 地籍調査票、平成 2 年度地籍調査地区土地所有者名簿、地籍調査結果閲覧表、一筆地調査図、仮閲覧における誤りなど訂正申し出調査書
  - 中学校における骨折事故に関する書類、骨折事故に関して独立行政法人日本スポーツ振興センターに提出した書類など、いじめに関する書類、中学校の指導要録
  - 印鑑登録証明書の発行履歴
- ※その他軽易な個人情報の開示（17 件）

◆ 伊万里市個人情報保護審査会

市が保有する情報を目的外利用・外部提供などをする場合は、審査会で諮問・答申します。

**個人情報保護制度**

■ 個人情報保護審査会の状況

年度	諮問件数	答申件数
23 年度	2 件	1 件
24 年度	9 件	7 件
25 年度	8 件	10 件

**お知らせ**  
平成 25 年度

**住民基本台帳の閲覧状況について**

● 問合せ 市民課記録管理係 (☎2129)

■ 住民基本台帳の閲覧状況

期間	申請件数	閲覧件数
4～9月	4 件	647 件
10～3月	3 件	433 件
合計	7 件	1,080 件

住民基本台帳法に基づき、平成 25 年度の住民基本台帳の閲覧状況を公表します。件数は、左の表の通りです。

※閲覧申請者、利用目的などの詳しい内容は、市ホームページで見ることができます。

# ご存じですか？ 子育てを応援する制度

## 児童扶養手当

### ●児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚や父または母の死亡、1年以上の遺棄などにより、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満の障害児を養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。

※所得制限などがあります。詳しくは、下記へ問い合わせてください。

### ●手当額

▷全額支給の場合

月額 41,020円

▷一部支給の場合

月額 9,680円～41,010円

▷加算額 第2子

月額 5,000円

第3子以降1人につき

月額 3,000円

※本人および同居の家族の所得によって、手当額が算定されます。

### ●次のような場合には、届け出が必要です

▷受給者や対象児童が婚姻（事実婚を含む）したとき

▷受給者や対象児童が公的年金を受けられるようになったとき

▷対象児童が受給者の生計と別になったとき

▷児童または受給者が住所を変更したとき

▷対象児童の人数が変更になったとき

### ●支給制限

父または母である受給資格者に対する手当は、支給開始月から5年または支給要件に該当した月（父子家庭の場合は、平成22年8月1日から起算します）から7年を経過したときは、手当額が2分の1になります。就業または求職活動、就業が困難なことなど、いずれか証明できる書類を提出するとこれまでの手当と同じ額を受給できます。

### ●新規申請（随時受付）

認定を受けると、申請した月の翌月分から支給されます。

## 特別児童扶養手当

### ●特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、身体・知的または精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは養育者に支給されます。該当する児童がいる母子家庭などには、児童扶養手当と併せて支給されます。ただし、対象となる児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

※所得制限などがあります。詳しくは、下記へ問い合わせてください。

### ●手当額

▷障害1級該当児童1人につき月額 49,900円

▷障害2級該当児童1人につき月額 33,230円

※所得制限によって、支給停止になる場合があります。

### ●次のような場合には、届け出が必要です

▷対象児童が福祉施設などに入所したとき

▷対象児童または受給者が住所を変更したとき

▷対象児童の障害の程度が変わったとき

▷引き続き手当を受けようとするとき（再診断）

### ●新規申請（随時受付）

県知事の認定を受けると、申請した月の翌月分から支給されます。

## ひとり親家庭等医療費助成

### ●ひとり親家庭等医療費助成とは

母子・父子家庭の父母とその養育する児童、父母のいない児童に対し、健康保険により医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担の一部が助成されます。

### ●助成対象者

▷母子・父子家庭の父母

▷20歳未満の児童を養育している人

▷18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある人

※所得制限などがあります。詳しくは、下記へ問い合わせてください。

### ●助成額

受給資格者が医療機関などで受診し、支払った一部負担金から入院・外来を問わず1人1月500円を控除した額

### ●助成金申請の期限

医療機関などで受診した月の翌月から起算して1年以内

### ●新規申請（随時受付）

認定を受けると、申請した日の診療分から助成されます。



## 現在受給している人は、現況届・更新手続きをお忘れなく！

※該当する人には、事前に通知します。

### ■受付期間

8月11日（月）～22日（金）

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日は、除きます。

### ■受付・問合先

▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成  
福祉課子育て支援室（☎☎2174）

▷特別児童扶養手当  
福祉課社会福祉係（☎☎2156）



## 伊万里の明日を担う市職員を募集します

### ■受付期間

8月1日(金)～20日(水)

※郵送の場合は、20日の消印のあるものまで有効

### ■受付時間

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

### ■1次試験

▷試験日 9月21日(日)

▷試験会場 市民センター

▷試験内容 高等学校卒業程度の教養試験

※土木、電気は専門試験があります。

### ■採用試験区分・採用予定人数・受験資格

試験区分	予定人数	受験資格
一般事務	7人程度	昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
保育士	3人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格取得者または平成27年3月31日までに資格取得見込みの人
土木	1人程度	昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
電気	1人程度	次のいずれかに該当する人 ・昭和49年4月2日以降に生まれた人で電気主任技術者の資格取得者 ・昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、電気主任技術者の認定校において所定の電気課程を履修し、平成27年3月31日までに卒業または卒業見込みの人
保健師	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格取得者または平成27年3月31日までに資格取得見込みの人

### ■申込書・試験案内の請求

○8月1日以降に総務課で配布します。

○郵送での請求は、封筒に『職員採用試験申込書請求』と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(A4サイズ)を同封してください。

○申込書は、市のホームページからダウンロードして使用できます。

### ■申込・問合せ先

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 総務課職員係 (☎☎2127)

※詳細は、『平成26年度伊万里市職員採用試験案内』で確認してください。

## 市消防団夏季点検

地域の防火・防災の最前線で活躍している消防団員が、日ごろの訓練の成果を披露する『伊万里市消防団夏季点検』を実施します。

今年度は、12分団対抗の『第6回小隊訓練競技大会』を行います。大会では、指揮者以下31人の出場隊員が部隊を編成し、団結力や確実軽快な動き、厳正な態度が審査され、順位を競います。出場する団員は、郷土愛を胸に頑張ります。ぜひご参観ください。

●日時 8月17日(日) 午前8時

●場所 伊万里消防署訓練場

●問合せ先 消防調整課 (☎☎2117)

## 普通救命講習会

9月7日(日)から13日(土)までは全国一斉『救急医療週間』です。救急医療週間の初日に合わせ、AED(自動体外式除細動器)を使った救命講習会を開催します。

県内では、講習を受けた一般の人がAEDを使用し、電気ショックで命を救った事例もあります。この機会に、応急手当法やAEDの使用方法などの知識や技術を身につけませんか。

●日時 9月7日(日)

午前9時～正午

●会場 伊万里消防署

●募集人数 30人

●受講料 無料

●申込方法 電話

●申込・問合せ先 伊万里消防署

消防2課救急指導係

(☎☎1199)



昨年開催の講習会の様子

# 伊万里有田共立病院／特別養護老人ホームくにみ／伊万里・有田消防組合の職員を募集します

## ■受付期間

8月4日(月)～22日(金)

※郵送の場合は、8月22日の消印のあるものまで有効

## ■受付時間

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

## ■1次試験

▷試験日 9月21日(日)

▷試験会場 佐賀県立佐賀工業高等学校(佐賀市)

▷試験内容 高等学校卒業程度の教養試験

## ■申込書・試験案内の請求

○右記で配布します。

○郵送での請求は、封筒に『採用試験申込書請求』と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(A4サイズ)を同封してください。

## ■申込・問合せ先

▷『伊万里有田共立病院』について

〒849-4193 有田町二ノ瀬甲860番地  
伊万里有田共立病院(☎④2121)

▷『特別養護老人ホームくにみ』について

〒849-4153 有田町立部乙2460番地  
伊万里・有田地区特別養護老人ホームくにみ  
(☎④4181)

▷『伊万里・有田消防組合』について

〒848-0027  
伊万里市立花町1355番地3  
伊万里・有田消防本部総務課  
(☎③2116)



## ■採用試験区分・採用予定人数・受験資格

### ▷伊万里有田共立病院、特別養護老人ホームくにみ

試験区分 (勤務予定)	予定人数	年齢制限	その他の受験資格
看護師 (病院)	3人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人	看護師の免許取得者、または平成26年度実施の看護師国家試験により免許取得見込みの人
放射線技師 (病院)	2人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人	診療放射線技師の免許取得者、または平成26年度実施の診療放射線技師国家試験により免許取得見込みの人
社会福祉士 (特老くにみ)	1人	昭和49年4月2日以降に生まれた人	社会福祉士の資格取得者、または平成26年度実施の社会福祉士国家試験により資格取得見込みの人
介護支援専門員 (特老くにみ)	1人	昭和39年4月2日以降に生まれた人	介護支援専門員の資格取得者
介護職 (特老くにみ)	2人程度	昭和54年4月2日以降に生まれた人	ヘルパー2級以上もしくは介護福祉士の資格取得者、または平成26年度実施の介護福祉士国家試験により資格取得見込みの人

※詳細は、『伊万里・有田地区医療福祉組合職員採用試験案内』で確認してください。

### ▷伊万里・有田消防組合

試験区分	予定人数	年齢制限	その他の受験資格
消防士	若干人	昭和62年4月2日以降から平成9年4月1日までに生まれた人 ※消防職員として2年以上の実務経験がある場合または救急救命士の免許取得者は、昭和60年4月2日以降に生まれた人	①平成26年4月1日現在、伊万里市または有田町に住民登録をし、引き続き居住している人 ②伊万里市または有田町に居住していた人で、当時生計を同じくしていた2親等以内の親族を残し、市町外に居住している人(学生、Uターン希望者など) ※①または②のいずれかに該当し、採用後に伊万里市または有田町に居住することができる人に限ります。ただし、消防職員として2年以上の実務経験がある場合または救急救命士の免許取得者は、①または②は問いませんが、採用後に伊万里市または有田町に居住することができる人に限ります。 ③普通自動車第1種運転免許取得者または平成27年3月31日までに取得見込みの人 ④視力は、両眼で1.0以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること(視力矯正を含む)。赤色、青色および黄色の色彩の識別ができること。また、聴力が正常であること。

※詳細は、『伊万里・有田消防組合職員採用試験案内』で確認してください。

8月1日から

# 後期高齢者医療制度 長期入院時の食事代の取り扱いが変わりました

- 問合せ 佐賀県後期高齢者医療広域連合業務課給付係 (☎0952④8476)  
長寿社会課医療保険係 (☎③2153)

佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者が、**住民税非課税世帯で区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていて長期入院該当**の場合は、申請により入院時の1食当たりの食費が、210円から160円に減額されます。8月1日から、対象者の要件や入院日数の積算要件が緩和されました。変更内容は、下の【表】の通りです。

## ▶長期入院該当とは

すでに区分Ⅱの限度額適用・標準負担額限度額認定証の交付を受け、過去12か月の入院日数が90日を超える入院期間がある場合で、申請し、認められた場合のことをいいます。

## ▶過去12か月の入院日数とは

長期入院該当申請日が例えば平成26年8月20日の場合、平成25年9月1日～平成26年8月20日の12か月間で入院した日数のことをいいます。

【表】『長期入院該当』の対象者の要件および入院日数の積算対象の変更点

対象となる被保険者の要件や入院日数の積算要件		変更前	変更後 8月1日～
対 象 者 ※①と②の両方に該当する人	①佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者になる前に世帯の全員が住民税非課税	× (対象外)	○ (対象)
	②佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者になる以前の医療保険で『限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅱ)』の交付を受けている	× (対象外)	○ (対象)
入院日数の積算 ※対象者が入院した場合の積算	該当する前(他の医療保険、他県の広域連合の被保険者であった期間)の入院日数	× (合算対象外)	○ (合算対象)

## ジェネリック医薬品に切り替えると 薬代が安くなる場合があります

佐賀県後期高齢者医療広域連合と市国民健康保険では、現在服用している薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知はがきを『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』として、対象となる皆さんに7月末から郵送しています。なお、通知には薬代にかかった金額のみを表示しています。また、ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があります。お伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。



### ▽ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望する場合、まずは、かかりつけの医師や薬剤師へご相談ください。

### ▽対象者

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたり一定額以上自己負担額の軽減が見込まれる人が対象で、必ずしも全員に送付するわけではありません。

### ▽問い合わせ窓口

皆さんからの通知書に関する問い合わせに答えるため、問い合わせ専用窓口『国民健康保険中央会コールセンター』を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルを記載していますので、ご利用ください。

### ● 問合せ

▽佐賀県後期高齢者医療広域連合業務課給付係

(☎0952④8476)

▽長寿社会課医療保険係 (☎③2153)

# 市内2つの小中一貫校がスタートしました

● 問合せ先 学校教育課 (☎33185)

4月から、市立南波多小学校・中学校が『小中一貫校南波多校』として、滝野小学校・中学校が『小中一貫校滝野校』として新たにスタートしました。9年間の一貫した指導により、『学び』と『育ち』をつなぐことで、中1ギャップ(学習意欲低下、不登校、自尊感情低下)を軽減するとともに、土台(基礎、基本)をしっかりと築き、一人一人の個性と能力を伸ばします。この2校については、これまでも小・中連携でさまざまな行事を行ってきています。小中一貫校になったことでさらに活動が活性化していくことが期待できます。今回は、これまで小・中が一緒に取り組んできた行事などを紹介します。

## 小中一貫校になって(特色ある教育活動)

- ▷ 中学校の教師が小学校で、小学校の教師が中学校で授業を行う、乗り入れ授業を推進します。
- ▷ 小・中学校合同での学校行事、異学年の交流活動を推進します。

### 小中一貫校 南波多校

市立南波多小学校／市立南波多中学校

#### 【小・中学校共通教育目標】

ふるさとを愛し、志をもつ児童生徒の育成



(5月) 小中一貫校南波多校運動会

#### ▷ 南波多校運動会

中学生の毅然とした姿に学ぶ小学生、小学生に笑顔で優しく寄り添う中学生の姿が見られます。



(10月) 小中合同ボランティア

#### ▷ 小中合同ボランティア

小・中学生が額に汗し、自分たちが住む『ふるさと南波多』に感謝の気持ちを届けます。



(11月) ふれあいコンサート

#### ▷ ふれあいコンサート

小・中学生の澄んだ歌声が響き渡ります。最後に地域の皆さんと『ふるさと』を合唱。学校と地域が一体となる瞬間です。

### 小中一貫校 滝野校

市立滝野小学校／市立滝野中学校

#### 【小・中学校共通教育目標】

確かな学力を身につけ自分の思いや考えを表現しようとする児童生徒の育成



(5月) 茶摘み

#### ▷ 茶摘み

小学生と中学生、そして保護者の皆さんにも協力いただき、茶の栽培を行っています。



(9月) 小中合同体育大会

#### ▷ 小中合同体育大会

夏休みを活用して、小学校高学年と中学生が応援内容を練り上げ、小学校低・中学年に教えこむ場面は、真剣そのものです。



(12月) 奉納相撲

#### ▷ 奉納相撲

12月1日の山ノ寺奉納相撲に向けて、体育科で小・中学生が一緒に『しこふみ』や『すり足』の練習をスタートします。

### 保護者や地域の声

小中合同の運動会で、中学生が小学1年生の手を引いて走る姿がとても印象的でした。また、小学生も中学生も声を枯らして応援したり、精一杯踊ったりする姿に感動しました。小学生は一生懸命な中学生の姿に学び、中学生は小学生の手本となるようにまじめに頑張る、そんなところが南波多校のよさだと実感しました。

製茶の袋詰めは、中学生の見事な手さばきを小学生が学ぶよい機会となっています。私も小学生の時から茶摘みをしてきました。お茶は滝野地区の大事な産業です。茶摘みを通して、働くことの大切さと、地域の特産品について学ぶとともに、小学生のよさ、中学生のよさにお互い気づくことができればと思っています。



市制施行 60 周年記念事業

『伊万里フェア』福岡で開催中

7月1日から福岡市のホテルで『伊万里フェア』を開催しています。これは、ホテル館内で伊万里産食材を中心とした料理を伊万里焼の器で提供したり、伊万里焼の壺や風鈴などを飾ったりして、宿泊客や来館者に伊万里の魅力を感じてもらおうことで伊万里への集客を図るために行っているものです。

- 期間 9月30日(火)まで
- 場所 福岡市博多区博多駅前3-3-3 ANAクラウンプラザホテル福岡
- 問合せ先 観光課伊万里ブランド係 (☎③2110)



↑ホテルで提供されている伊万里産の食材を使った料理

『防災・減災フォーラム in いまり』を開催します

市民一人一人の防災意識の向上と地区防災会の組織強化を目的に、『防災・減災フォーラム in いまり』を開催します。

- 日時 8月24日(日) 午後1時30分～午後4時30分
- 場所 市民センター 文化ホール
- 内容
  - ▷ 記念講演
    - 演題 『地域の安全を守るには一平素が決め手に』
    - 講師 かたやまよしひろ 片山善博さん (慶應義塾大学教授)
  - ▷ パネルディスカッション
- 入場料 無料
- 問合せ先 防災危機管理課 (☎③2130)



片山善博さん

5まの2110-いちやん

看板を無料で貸し出します

市のマスコットキャラクター『いまりんモーモちゃん』を、市民や観光客に広く知ってもらうため、市が製作したいまりんモーモちゃんの看板を無料で貸し出します。希望者は、お申し込みください。



※実物は、カラーです。

● 貸出数 15基程度

● 看板仕様 市製作の統一デザインのもの(高さ1:5(足0.2) 幅×横0.4)

● 看板貸出・取付料 無料

● 申込方法 観光戦略室かホームページ上にある申込用紙を提出してください(ファックス可)。

※申し込み条件があります。

● 添付書類 取り付け場所の分かる地図

● 申込期間 8月11日(月)～29日(金)

● 決定方法 申し込み多数の場合抽選。決定者のみ連絡します。

● 申込・問合せ先 観光課観光戦略室 (☎③2110) (FAX ②9032)

市長雑感

伊万里市長 塚部芳和

うなぎ

夏バテには、うなぎのかば焼き、特に土用の丑の日のうなぎは重宝がられます。そのうなぎが、近い将来、絶滅の危険性が高いというところで、国際自然保護連合がニホンウナギを絶滅危惧種に指定しました。

ところで、私は小さい頃、うなぎ釣りをよくしました。うなぎは、梅雨から夏にかけて大雨が降った後の川や海が濁った時の夜釣りが一番釣れました。夕方にミミズを採り、日没と同時に仕掛けます。何本も仕掛けるので、夜の10時頃までに5匹ぐらいは掛かっていました。調理は、カボチャの葉でうなぎをつかみ、まな板に乗せ頭に釘を打ち、包丁で3枚におろします。それを七輪で焼くと、2、3軒先まで匂いが充満し、「匂いだけなのか」と恨めしがられました。また、小遣い稼ぎに町内の家を回り、1匹15円で買ってもらう、そのお金でアイスボンボンが3本買えたのを覚えています。

うなぎは、釣る以外にも『トッポン』と呼んでいた道具でも捕獲していました。70センチ程の長さに切った孟宗竹の筒の入り口に『もどらず』を装着し、竹の中に魚の切れ端のエサを入れ、夕方、潮が満ちる前に、おもしろを上から乗せ、海底や川底に設置して、一晩置きます。一網打尽ならぬ一穴打尽で、これにはよくうなぎが入っていました。ある朝、そのトッポンを逆さにしてうなぎが入っているか確かめていたら、左の手のひらにズドンと手応えがありました。これは大物だと思つた瞬間、うなぎが指の間からスルリとすべり落ち、捕まえることができず、海に逃げていきました。約50年前のことですが、未だにうなぎの季節になるとあのヌルリとした手の感触を思い出します。

しかし、いよいようなぎが少なくなれば、値段もうなぎ昇りとなり、到底私たちの口には入らないでしょう。それを思うと、自分で釣ったうなぎが食べたものだと感じます。